

事例から学ぶ 相談員のための **トラブル対策** NEWS

「転倒事故が原因でなくなった」と補償を求める家族

■転倒骨折事故と死亡の因果関係は？

特別養護老人ホームの利用者（82歳男性・要介護4）Hさんは、入所して1年になります。下肢筋力の低下で移乗介助も難しく介助全般が大変ですが、排せつ介助は家族の希望でトイレにお連れしています。ある日、車椅子から便座への移乗を介助している時、足の力が抜けてバランスを崩して、Hさんは転倒してしまいました。Hさんは大腿骨骨折で入院し、3日後に手術することになりました。無事に手術は成功し、治癒すれば施設に戻るはずでしたが、手術の1週間後に肺炎を起こして亡くなってしまいました。

葬儀後に施設を訪れた息子さんは、「施設の過失で転倒して亡くなったのだから、それなりの補償はしてもらえるのでしょうか？」と尋ねてきました。施設長は「このような事態になったことは大変遺憾ですが、お亡くなりになった補償ともなると、私の一存では返事ができません」と答えました。

後日代理人という弁護士から3500万円余りの賠償金を要求する書面が内容証明郵便で届きました。

事故と死亡の因果関係の判断は法律の専門家に任せる

■事故で賠償すべき損害とは？

施設の過失で骨折した利用者が入院先で肺炎になって亡くなった時、施設に賠償責任は発生するのでしょうか？死亡の直接の原因は肺炎であり、転倒骨折の結果、不可避免的に発生した損害とは考えにくいので、施設に死亡損害に対する賠償責任は発生しないと考えられます。しかし、家族の受け止め方はどうでしょうか？



■家族の受け取り方は異なる

本事例のように「事故がきっかけとなって命を落とした」など大きな損害につながった時、法的責任の有無にかかわらず、家族は「転倒事故のせいで亡くなった」「骨折事故が無ければなくなる事はなかった」と主張することがあります。このようなケースでは「お気持ちはお察しします。お亡くなりになったことに対して、施設に賠償責任が発生するのは法律の専門家に確認をさせていただきたいと思います」と言って、法律の専門家のアドバイスを受けて答えることがよいでしょう。顧問弁護士がいない場合には、保険会社や弁護士会の法律相談サービスでアドバイスを受けて「法律の専門家にアドバイスいただいたところ・・・」と説明すると良いでしょう。



■裁判例と死亡診断書

事故後に発生した損害については、どの程度因果関係があるのかは専門家でも見解が分かります。本事故同様に転倒骨折事故で入院後に肺炎で死亡した損害の賠償責任を、事故の賠償責任として認めた裁判例がありますので、この裁判例を根拠に賠償責任を主張されるかもしれません（平成15年3月20日東京地裁判決＊判例時報1840号20頁：死亡慰謝料等688万円を認容・6割の過失相殺）。また、死亡診断書の死因の欄には「直接死因に関連しないが直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等」という欄があり、ここに大腿骨骨折と書いてあると、「多少因果関係がある」と判断する法律の専門家もいるようです。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・高橋 TEL 03-5789-6456

監修：株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課支社・代理店

株式会社福祉施設共済会
東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOSビル
電話03-5466-0881 FAX03-5466-0882